

学校全体としての心構え

東海医療福祉専門学校
市橋 詮司

聾学校として、コミュニケーションや言語のことを考えるに当たって気をつけることや学校全体として共通理解しておかなければならないこと、公立の聾学校の学校経営的側面、問題点などについて述べます。

1 聾学校としてのアカウンタビリティ

コミュニケーションの方法等に関して基本的に注意すべきことは、①学校全体で意思統一した考え方で臨むこと、②学校がきちんとした方針をつくり、保護者や地域等に対して、聾学校としてのアカウンタビリティを果たすこと、です。

2 価値観の多様化に対応し、違いを認め合う学校に

公立の聾学校として立脚すべき点は、子どもには一人一人異なる実態やニーズがあるし、保護者の価値観も様々であることを前提に、違いを認め合う学校でなければならぬし、そうした教育を行う必要があるということです。特定のコミュニケーション方法や特定の言語を主張することはいいことですが、他を認めなかったり排除したりするのは公教育の方針としてふさわしくありません。

価値観の多様化が根底にあり、ありのままの生き方を求める人もおれば、科学、医療の進歩の恩恵を得ようとする人もいます。手話を使う子どもと人工内耳をつけた子どもとの両方が満足し、共存し合える聾学校づくりが必要になっています。

3 押し付けではなくインフォームドコンセントで

これまで、聾学校の多くは良かれと思って聴覚・口話法とかキュード・スピーチ法とかを聴こえの不自由な子どもとその親に指導してきました。しかし、情報も豊富になり、親としてもいろいろなモードやメディアについて真剣に勉強し、我が子に最も適した方法やモードなどを選ぼうとする人が増えてきました。中には、聾学校が一方的に押し付けたとか、十分に説明されないまま特定の方法をしいられたとかの不満も出るようになりました。医学の世界では少し前からインフォームドコンセントの考え方が普及しています。障害児の教育の場においても同様の考え方が必要になってきています。

4 聾学校としての魅力はピア集団の保障

聾学校としての魅力は、聞こえない子どもたちにとって、手話を中心にリラックスして、楽しく豊かにコミュニケーションできる仲間がいることです。補聴器にしても人工内耳にしても同じような立場で話し合え、学び合える友達がいてこそ聾学校としての意義と魅力になります。ピア集団の保障が学校としての子どもたちに対する責務であることを重視することです。手話をはじめとするコミュニケーショ

ンモードや言語は集団の中でこそ意味をもつものであることを肝に銘じる必要があります。障害認識、アイデンティティの形成という点からも、帰属集団の大切さを聾学校全体が認識すべきでしょう。

5 手話の研修、手話教材の開発は聾学校の責務

手話の研修、技術の向上は聾学校としては当然のことですが、手話に関する必要な教材、新しい手話の開発、導入、普及に力を入れることも必然的に伴ってくる責務です。同時に、聴こえない子どもや人に対する当然の情報保障やコミュニケーション保障が日常的に当たり前に行われているようにしていかなければなりません。

6 反省を生かし、社会の情勢や関係者のニーズに応える

従来 of 反省を生かすとともに社会の情勢や関係者のニーズに応える姿勢で臨むことが大切です。一部には成果も上げたけれど様々な問題を引き起こし、聴覚障害者自身の多くからその不自然さ、習得の難しさなどが指摘されている口話法の轍を踏まないようにすることも一つの教訓として活かさなければなりません。

7 日本語教育に大きな責任がある

聾学校は聴こえの自由な子どもの日本語教育に大きな責任をもつことを自覚して取り組むことです。日本語が習得できるような指導・支援方法を確立して、子どもたちに自然で豊かな日本語が身に付き、活用できるようにしていかなければなりません。そのための環境作りと指導法開発と指導力向上が重要になってきます。

8 日本語教育に積極的に手話の活用を

日本語教育のために積極的に手話を活用する姿勢が重要になります。聴覚障害児の日本語の形成には、聴覚音声やキュードスピーチだけでなく、手話記号も用いるのが効果的です。かつ自然なコミュニケーションや言語活動もできます。その場合、日本語対应手話の使い方をすることです。手話を使えば使うほど、日本語への組み込みをしっかりと行う必要があります、その組み込み方法について授業研究などで工夫・改善すべきでしょう。

9 日本手話も大切に

聾学校として、日本手話もよく理解するようにし、大切にすることです。必要な子どもには日本手話が獲得されるような環境を保障すべきです。教員が日本手話を理解し、使えるようになることも大事な使命です。日本手話は日本手話として、自然に獲得できる環境作りを積極的に行って、自然獲得を目指す支援も大切です。

10 自由意志での一人一人に合ったコミュニケーションモードの選択

様々なタイプの子どもの多様なニーズに対応するため、いろいろなコミュニケーションモードを用意

し、自由意志での選択により一人一人に合ったコミュニケーションモードを選んでもらうようにすることがこれからの聾学校の基本になります。

聴覚・口話法、キュード・スピーチ法など、学校が決めた特定の方法に合わせるというのでは、憲法や児童の権利条約で保障されている言論やコミュニケーションの自由が軽視されてしまいます。希望するコミュニケーションモードや言語で教育を受けられない状況に対して、人権侵害の申立もなされました。

次の図のようなスタンスでコミュニケーションに関する対応をしていく必要があります。基本的スタンス（踏まえるべき順序）として、下から上へ、第Ⅰステップから第Ⅳステップまであります。

第Ⅰステップ……最も基礎的なステップです。人権尊重を第一にすることです。

第Ⅱステップ……一人一人のニーズへの対応

第Ⅲステップ……自由意志によるコミュニケーションモードの選択

第Ⅳステップ……それぞれのモードの子どものピア集団、環境の保障

当然、バイリンガル教育の要望についても、選択肢の一つとして真剣に取り組んでニーズに近づけるように努力すべきでしょう。

コミュニケーションに関する聾学校の基本的スタンス

05, 4R 1843104

スタンス ※下（基礎）から順々に（Ⅰ～Ⅳ）尊重、対応、保障を積み重ねる方向	コミュニケーション対応		
	ニーズ、モードに応じた集団の保障		
	モード対応集団		
	手話モード集団	トータルモード集団 聴覚・音声モード集団	
	異モード集団		
	(志向性)		
Ⅲ 自由意志による モードの 選択の保障 (インフォームド コンセントに基づく)	◁ ろう者志向	聴者志向 ▷	
	○ 日本手話	○ 日本語対応手話 ○ 指文字 ○ 文字 ○ キューサイン ○ 口話法（読話・発語）	○ 補聴器 ○ 人工内耳 ※医療 聴覚活用
	手指法	筆談	聴覚口話法
(言語体系)	日本語 日本手話 日本語 バイリンガル		
Ⅱ ニーズへの対応	○ 自己実現、個性発揮 ○ 可能性の追求、夢・希望の実現 ○ アイデンティティの確立 ○ バイリンガル、日本語力の培い などのニーズへの対応		
Ⅰ 人権尊重(基本原則)	表現・コミュニケーション等の自由の保障 (基本的人権の保障) 憲法、児童の権利条約の遵守		

